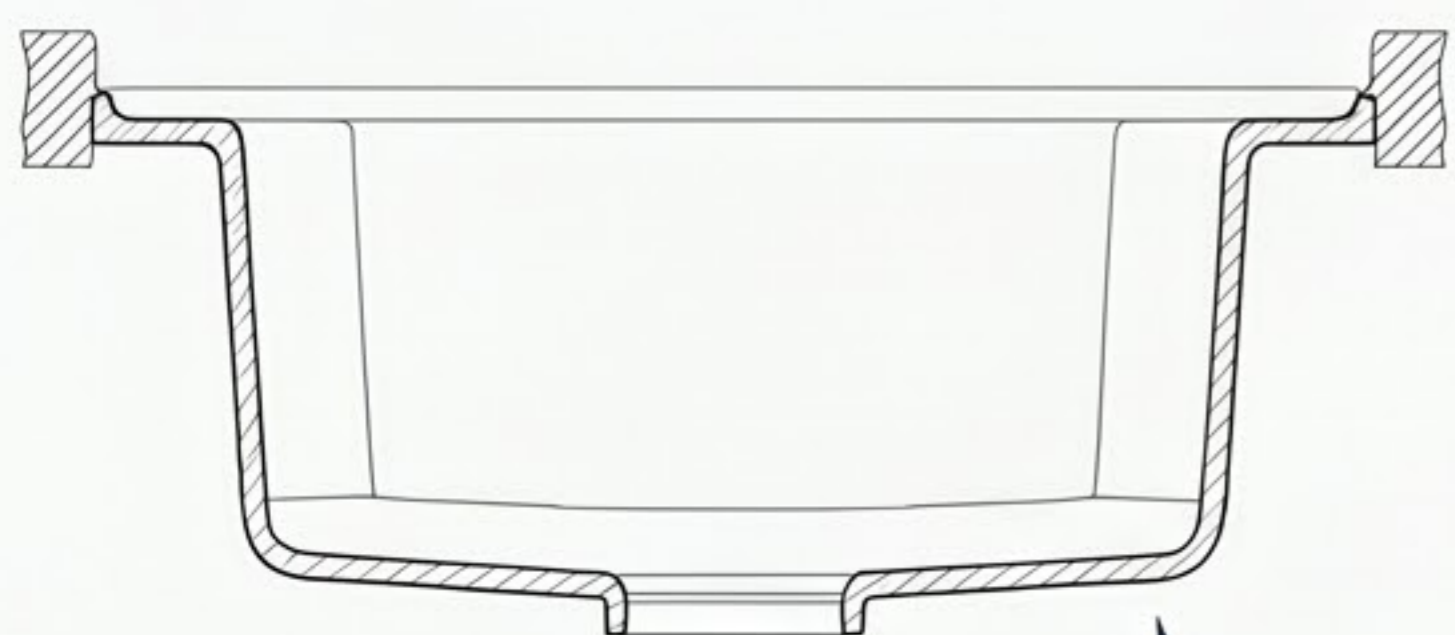


# 「流し台のシンク事件」に学ぶ：クレーム解釈の分水嶺

同一の特許用語（傾斜面）に対し、特許庁、地方裁判所、知的財産高等裁判所の三者がなぜ異なる判断を下したのか、その論理構造と実務的な教訓を視覚的に伝える。

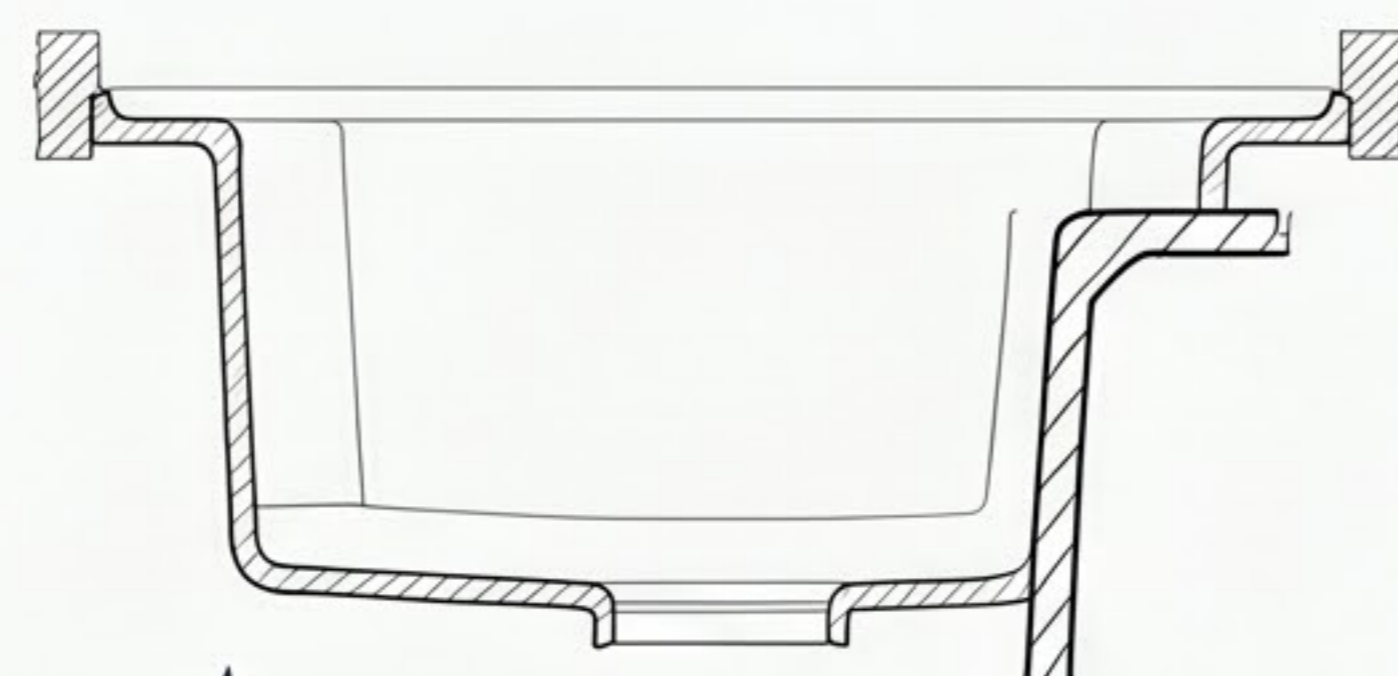
## 争点の構造：本件発明 vs 被告製品

### 構成要件C1「傾斜面」



後方側壁面が、上側段部と中側段部の間で下方・奥方に向かって延びる「傾斜面」

### 被告製品「3StepSink」の構造



上下段間のほとんどが「垂直」であり、上側段部のリブ下面のみがわずかに「傾斜」している構造

侵害論の唯一の争点：  
この「ほとんどが垂直」な構造を、特許の「傾斜面」と評価できるか否かに結論が懸かっていた。

## 三つの判断主体による「ものさし」の対比



### 特許庁判定 (属しない)

「傾斜面」は平面の「主たる部分」を占める必要があると解釈。被告製品は主たる部分が平坦面であるため不充足とした。

✗ 否定(属しない)



### 原審・東京地裁 (充足しない)

「傾斜面」とは、奥方への広がりを持つ「内部空間」を形成する程度の面積・角度が必要と解釈。被告製品はそのような空間を形成しないため不充足とした。

✗ 否定(不充足)



### 控訴審・知財高裁 (充足する:逆転判決)

「傾斜面」は上下の段部の前後間隔を「客身に同一にできる機能」があれば足りると解釈。一部の傾斜でもこの機能を果たすため充足を認めた。

✓ 肯定(充足)

## 知財高裁が「充足」と判断した論理

### 課題からの認定

同一プレートを上段・中段に掛け渡せるようにすることが課題であり、形状そのものより「間隔の同一化」という目的を重視。

### 明細書の「変形実施例」を重視

段落0027に「形状は任意である」旨の具体的な変形例の記載があったことが、広い解釈を支える根拠となった。

### 損害賠償額：1万8000円



差止め・廃棄は認められたが、損害額の立証不足により、被告製品1台分のみの極めて象徴的な金額となった。

## 実務家への教訓 (実務上の示唆)

### ✓ クレームドラフティングの重要性

解釈のブレは用語の曖昧さに起因する。発明の本質にかかわる事項は、曖昧さを排して明記すべきである。

### ✓ 変形実施例の具体的記載

単なる常套句(その他種々の変更が可能)ではなく、具体的な変形態様を書き込んでおくことが、権利範囲の柔軟な確保に繋がる。

### ✓ 出願経過の管理

進歩性確保のための補正や意見書での主張は、後の侵害訴訟での解釈を強く拘束するため、権利行使を見据えた対応が必要。